

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 31 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究（C）

研究機関：2009～2011

課題番号：21530031

研究課題名（和文）

デジタル化時代の通信放送法制の憲法学的考察

研究課題名（英文）

Broadcasting Law and Telecommunication Law in the Digital Era

研究代表者

鈴木 秀美（SUZUKI HIDEMI）

大阪大学・大学院高等司法研究科・教授

研究者番号：50247475

研究成果の概要（和文）：

通信放送法制は 2010 年に大きく改正された。総務大臣が番組内容に対して監督を行うことは憲法上問題があるにもかかわらず、2010 年改正は、この問題を積み残し、そのうえ番組種別の公表という新しい義務を放送事業者に課した。本研究は、新放送法の憲法上の問題点を明らかにした。また、2008 年のいわゆる「青少年インターネット環境整備法」を手がかりに、法律によって事業者の自主的取り組みを促す手法についても検討を加えた。

研究成果の概要（英文）：

The revision bill for the Broadcast Act and Telecommunication Act, which was supposed to address digital and other new broadcast technologies, was enacted in 2010. This research focused on constitutionality of the new Broadcast Act. In spite of the revision, the new Broadcast Act has constitutional Problems, which the old Broadcast Act prior to revision had.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：表現の自由、放送法、通信法、通信・放送の融合、インターネット規制

1. 研究開始当初の背景

通信放送事業とそれを支える法制のあり方は技術的与件に大きく依存している。本研究開始当初、電気通信技術、とりわけデジタル技術の進展が、通信放送法制に変革を迫り

つつあった。電波法には、2011 年 7 月 24 日、全国で地上波のデジタル化が完了し、地上波アナログ放送が終了することが明記されていた。また、総務省では 2010 年中の全面的な法改正を目指して、通信と放送の法体系に

についての総合的な見直し作業が進められていた。

地上波放送のデジタル化は、放送の伝送技術の変化にとどまらず、放送のあり方そのものを大きく変える可能性がある。放送に関係する新しいデジタル技術として具体的には次のようなものがあるとされていた。①地域のデータ放送コンテンツをインターネット上のサーバーに蓄積して、地上デジタル受信機に標準装備されるインターネット端子からアクセスして、全国どこからでも地域向けデータサービスを視聴することが可能になる。さらに、②コンテンツとともにコンテンツに関するメタデータを放送し、これを蓄積装置（ホームサーバー）に蓄積することを前提としたサーバー型放送の開発も進められている。また、③ブロードバンドネットワークを利用して、1000万規模の端末に向けて、放送と同内容のコンテンツを大量・同時配信する放送サービスが実現しつつある。④視聴者からの再放送要求に応えるため、放送された番組を、ブロードバンドネットワークを通してリクエストして、いつでも視聴できるサービスも可能になる。⑤地上波デジタル放送の特徴である移動受信機能を活用して、データ放送と通信によるインターネットサービスを組み合わせたサービスも実現する。このサービスでは、放送と通信の機能が相互に補完しあうことで、放送通信融合サービスが携帯電話や携帯情報端末で受信可能になる。

このような環境変化の中、これまで中心的な役割を果たしてきた地上波放送について、これまで通りの複雑な放送規制を今後も維持すべきか否か、また、新たな放送類似サービスにどのような規制を課すべきか憲法学の視点から検討する必要性が生じていた。検討にあたっては、政策的な観点にとどまらず、放送事業者の表現の自由や、視聴者の知る権利など憲法の観点を視野に入れ、憲法適合的な放送法制の構築を目指したいと考えた。

2. 研究の目的

本研究に先行して行った2006年～2009年の研究の結果、日本の放送法制には、a) 監督機関のあり方、b) 免許制、c) 放送事業者の報告義務、d) 内容規制、e) 集中排除について憲法上の問題があることが明らかとなった。このような先行研究の成果をさらに発展させるため、さらに3年間、デジタル時代の通信放送法制のあり方を検討することが本研究の目的であった。

具体的には主として以下のような問題点について検討を加えることを目指していた。

(1) 番組編集準則の合憲性

通信・放送のための技術が発達した現在では、番組に対する内容規制の存在を憲法上正当化することは不可能であり、これを廃止す

べきであるとの見解も唱えられるようになってきている。放送のデジタル化によるチャンネル数の増加は、このような主張にさらなる説得力を与える可能性もあるだけに、番組編集準則については、その廃止の可能性も含めて検討したいと考えていた。

(2) 監督機関のあり方

「政治的公平」や「事実をまげない」という番組に対する内容規制との関係で、それを監督する監督主体のあり方を検討する。日本では、戦後まもなく独立行政委員会が通信・放送行政の監督機関として設立されたが、その後、独立行政委員会は廃止され、通信・放送行政は郵政大臣（省庁再編後は総務大臣）の権限となった。ただし、学界では、放送行政の政治からの距離を確保するためには、監督機関を独立行政委員会に戻すべきだとの見解があり、政治状況によっては、政府によって通信・放送行政の監督機関のあり方が見直される可能性もあったため、諸外国の監督機関のあり方とも比較しながら、日本において放送事業者の表現の自由を確保するために、放送事業者の自律を前提にこれまでのように総務大臣が監督を行うのか、それとも独立行政委員会を新設すべきか、具体的に検討したいと考えていた。

(3) ハード・ソフト分離への転換

日本の放送法制はこれまで、いわゆるハードとソフト一致原則を採用しており、放送事業者は放送のソフト（番組の制作・編集）とハード（放送用設備）を一体的に運用するものとされてきた。ただし、衛星放送にはすでにハード・ソフト分離の制度が設けられている。また、CSを利用した放送とケーブルテレビについては、2001年に電気通信役務利用放送法が制定されたことにより、設備利用の規制緩和が図られている。従来は、放送のハード部分を提供する事業者も放送事業者として規制を受けていたのに対し、電気通信役務利用放送法によって、放送事業者が電気通信事業者の提供する役務を利用して放送を行うことが可能になった。

ただし、従来、放送法制のハードとソフト一致原則が基幹的放送である地上波放送では維持されてきたため、放送と通信の融合と呼ばれる現象が生じるなかで、今後もこの原則を維持すべきか否かが議論されている。ハードとソフト一致から、ハードとソフト分離への転換は、日本の放送法制に根本的な変革をもたらすものであり、放送事業のあり方にも大きな影響を与えると予想される。このため、このような制度改革を進めるべきか否かについて検討したいと考えていた。

3. 研究の方法

日本の通信放送法制について憲法学的考察をするにあたって、きわめて複雑で変化の

激しい通信放送事業の実態を正確に把握しておくことはなにより重要である。そこで、民間放送事業者（東京のキー局と地方局）、日本放送協会、通信事業者、総務省担当者、通信放送事業等の関係者へのインタビューを継続的に行って、デジタル技術の開発とその実用化、それに対応した通信放送法制の見直しをめぐる議論動向の把握に努めた。

本研究は、研究代表者が単独で行ったが、研究代表者が、日本の通信放送法制について研究を行うにあたって、意見交換をするために、研究協力者である研究者や実務家の参加する研究会を開催した。

それと並行して、日本の議論が比較法的にみたとき、どのような特徴を持っているかを明らかにするため、ヨーロッパ、とくにEUとドイツにおける通信放送法制をめぐる議論についての調査、研究もあわせて行った。

主たる研究経費は、国内外の通信放送法関連図書の購入と、国内でのインタビュー・資料収集のための旅費、外国調査のための旅費のために支出した。

4. 研究成果

本研究の結果、2010年に全面改正された放送法について、以下のような憲法上の問題点が明らかとなった。

(1) 新放送法における基幹放送

送信技術のデジタル化やインターネットの急速な普及などといった技術革新を背景として、2005年から通信・放送の法体系の見直し作業が進められ、2010年、放送法・電波法制定以来60年ぶりの大きな法改正が行われた。改正前に9つあった通信・放送を規律する法律のうち、日本電信電話会社法（通称はNTT法）を除く8つの法律が、放送法（コンテンツの規律）、電気通信事業法（伝送サービスの規律）、電波法と有線電気通信法（伝送設備の規律）の4つの法律に再編された。これにともない、有線テレビジョン放送法（以下では、「有テレ法」）、電気通信役務利用放送法、有線ラジオ放送法は廃止された（新放送法は2011年中に段階的に施行）。

新放送法は「放送」を、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」（放送2条1号）とあらたに定義した。しかし、この定義では「放送」と「非放送」の区別が不明確だと批判されている。

新放送法では、放送に「基幹放送」と「一般放送」の区別が設けられた。基幹放送にあたるのは、地上テレビ、BS、110度CS、AM、FM、短波による放送である（110度CSは、BSと同じ東経110度に位置しており、受信のためにBSとアンテナを共用することができるため、基幹放送に分類されている）。一般放送にあたるのは、その他のCS放送やケーブルテレビである。一般放送に対

する規制は、基幹放送に比べて緩和されている。

基幹放送の中でもとくに重要な役割を果たしているテレビ地上放送の場合、放送事業者は、従来、放送のための施設（ハード）を自ら設置し、運営すると同時に放送業務（ソフト）を行ってきた。2010年法改正により、基幹放送については、放送局（放送のための無線局）の「免許」（電波4条）と放送業務の「認定」（放送93条）というハード・ソフト分離の事業形態を採ることが制度上の原則となった。この仕組みにおいて、放送局を設置し、運営する事業者を「基幹放送局提供事業者」（放送2条24号）、その施設を利用して放送業務を行う事業者を「認定基幹放送事業者」（放送2条21号）という。ところが、この改正にあたって、地上放送事業者が、放送用施設の「免許」を総務大臣から受けることにより（電波4条）、自動的に放送業務を行うことができる従来のハード・ソフト一致の制度の存続を強く希望したため、ハード・ソフト一致の事業形態も「特定地上基幹放送事業者」（放送2条22号）という例外として残された。このため、新放送法の下でも地上放送局のほとんどはハード・ソフト一致の事業形態をとっている。2012年5月末までにハードとソフトの事業分離を行ったのは「茨城放送」だけである（2011年7月に事業分離を実施）。地上放送について、ハード・ソフト一致の例外を認めたことで、ハード・ソフト分離の制度への移行という法体系見直し作業の当初目標が十分に達せられず、放送制度も複雑なものになってしまった。

ハード・ソフト一致の旧制度では、放送事業それ自体ではなく、放送局の開設が免許の対象である。この場合、総務大臣による放送事業に対する行政上の監督は、放送局の電波の発射の停止、放送局の運用の停止、免許の取消し（電波72条、75条、76条）等によって行われる。放送事業に対する監督手段において、電波法と放送法が結びつけられていることが、総務大臣が放送業務に対して直接に介入しないための歯止めになっている。これに対し、ハードとソフト分離の新制度の場合、事業形態について選択肢が増えるものの、総務大臣は認定の権限を通じて放送業務を直接に監督し、放送法違反の場合、放送業務の停止を命ずることができるため（放送174条）、地上放送の内容面に介入しやすくなるという懸念も表明されている。

(2) 番組編集準則の合憲性

放送法は、「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」（3条）と規定して放送番組編集の自由を保障している。ただし、放送事業者は、番組編集準則（放送4条1項）によって、内容規制を課されて

いる。さらに、一部の基幹放送事業者については、テレビ放送の編集にあたって、「教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つ」ことを求める番組調和原則という内容規制もある（106条1項）。2010年の法改正前の放送法では、番組編集準則と番組調和原則は、ひとつの条文（3条の2）に並んで規定されていたが、2010年法改正で切り離された。各規定が適用される放送事業者の範囲が異なるためである。放送法の内容規制は新聞にはおよそ許されないものであり、とくに番組編集準則の合憲性については意見の対立がみられる。

放送法は番組編集準則違反について法的制裁を直接には課していない。しかし、総務大臣は、放送法違反について、特定地上基幹放送事業者の場合は放送局の運用停止（電波76条）を、その他の放送事業者の場合は業務停止（放送174条）を命ずることができる。放送局の運用停止も放送業務の停止も、総務大臣が3ヶ月以内の期間を定めるものとされている。放送事業者に対する業務停止命令は、放送局運用停止（電波76条）に相当する総務大臣の監督手段であり、2010年改正によって放送法174条に規定された。ただし、ケーブルテレビや衛星放送については、改正前から総務大臣に類似の権限が認められていた（有テレ25条2項、旧放送52条の24第1項）。

総務省は、2010年の法改正前、地上放送事業者が番組編集準則に違反し、次の3つの要件を満たす例外的な場合には、放送局の運用停止を命ずることができるとしていた。それは、①番組が番組編集準則に違反したことが明らかで、②その番組の放送が公益を害し、電波法の目的に反するので将来に向けて阻止する必要があり、③同じ事業者が同様の事態を繰り返し、再発防止の措置が十分ではなく、事業者の自主規制に期待することはできないと認められることである。このような解釈は、現在も維持されており、放送局の運用停止だけでなく、業務の停止の場合にもそのまま適用されると考えられる。

しかし、番組編集準則は、従来、放送事業者の自律のための倫理的規定であるとされ、郵政省もかつてはそのように説明していた。学説では、現在でも、放送事業者の自律を尊重して、「番組編集準則に違反したことを理由に、電波法76条による運用停止や免許取消は行いえないとするのが通説」である。ところが、郵政省は1993年の椿発言事件（テレビ朝日報道局長が総選挙の報道にあたって、非自民政権が生まれるよう報道せよと指示したと発言し、放送法違反ではないかが問われた事件）に関連して、それまでとは異なり、大臣は、前述した3つの要件の下、番組

編集準則違反を理由に放送局の運用停止を放送事業者に命ずることができるとした。この事件では、1994年9月、放送法違反の事実は認められなかったが、「役職員の人事管理などを含む経営管理面で問題があった」として、郵政大臣がテレビ朝日に対して厳重注意という行政指導を行った。

その後、番組編集準則違反を理由とする行政指導が繰り返されており、2009年に民主党政権が誕生するまで、その件数は増加していた（ただし、民主党政権になってから2011年末まで、番組編集準則違反を理由とする行政指導は行われていない）。総務省は、行政指導に際し、放送事業者に再発防止のための具体的措置やその実施状況についての報告を求めることもあり、これでは「行政指導というよりも実質的には改善命令と異ならない」と指摘されている。総務省の行政指導には、「警告」、「厳重注意」、「注意」、「口頭注意」の4ランクがあり、その責任者も大臣、局長、各総合通信局長の3ランクに分かれている（大臣による警告が最も重い）。

放送行政が独任制の大臣の権限とされているという前述した問題もあるため、番組編集準則を放送事業者の自律のための倫理的規定として解釈・運用しない限り、放送法の内容規制を合憲とみることは難しい。学説では、番組編集準則の法的拘束力を認めたいうえで、端的に違憲と説く見解も有力に主張されているが、番組編集準則が倫理的規定であることを前提として、放送の場合、「多元的な情報源（報道機関）の間に自由競争の原則を支配させるだけで、国民の知る権利に定める情報多様性が確保される保障は必ずしもない」という理由から、「周波数の希少性」と「放送の社会的影響力」を根拠に放送法の内容規制を合憲とする見解が支持されている。また、メディアの希少性や社会的影響力の点でプリント・メディア（新聞・雑誌）と放送は区別できないが、「放送に対する規制により、社会の中の多様な意見を番組内容に反映させることができるし、他方で、規制を受けないプリント・メディアは、放送に対する政府の規制の行き過ぎを批判・抑制し、かつ自由なメディアの本来の姿を示すことで、そこからの逸脱形態である放送規制に、より厳格な正当化を要求する根拠ともなる」という部分規制論により、マスメディア全体で「生活に不可欠な基本的情報の社会全体への公平な提供が期待できる」ことになるとして、放送に対する番組編集準則を正当化する見解もある。

（3）番組種別公表義務の合憲性

2010年法改正により、番組調和原則に関連して、テレビ基幹放送事業者に、放送した番組について、教養、教育、報道、娯楽等の種別についてどのように分類しているか、また、

種別ごとの放送時間がどのくらいであったかを公表することを義務づける規定が新設された(放送107条)。この義務は、いわゆる通販番組が増加傾向にあるのに、番組の種別としては、広告ではなく、娯楽、教養、教育に分類されている場合があることに対する批判を受けて導入されたものである。

2010年法改正の前にも、放送事業者は、再免許の機会に、番組種別を分類し、その放送時間を記載した書類を総務省に提出していた。なぜなら、放送事業者は、再免許の申請にあたって、申請書に、無線設備の工事費および無線局の運用費の支弁方法、放送事項、放送区域等とともに、事業計画および事業収支見積を記載しなければならないとされていたからである(電波法6条2項)。そして、無線局免許手続規則によれば、事業計画には、放送番組の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画、週間放送番組の編集に関する事項、放送審議機関に関する事項、放送番組の編集の機構および考査に関する事項、災害放送に関する事項を記載する必要があった。このうち週間放送番組の編集に関する事項については、「放送番組表」、「放送の目的別種別による放送時間」などを記載することになっていた。そして、放送番組表には、1週間の放送番組の代表例を記載するが、その際、個々の放送番組が放送の目的別種類のどれにあたるかを色や記号で表示することが求められていた。放送の目的別種類による放送時間については、報道、教育、教養、娯楽、広告、その他と区分された放送の目的別種類について、1週間の放送時間と比率を明らかにしなければならなかった。

放送事業者が申請書を準備する際には、ある特定の1週間に放送された番組を上記の6種類に分類し、その放送時間を集計することになるが、どの番組をどの種類に分類するかは放送事業者の判断に委ねられてきた。番組の分類にあたっては、番組全体を1種類に分類することも、また、1つの番組を複数の種類に分類することもあった。例えば、30分の番組が、10分ずつ教育、教養、娯楽に分けて分類されることもあった。ネットワークを通じて全国放送された番組について、ある放送事業者が全体を娯楽に分類しているのに、別の放送事業者が同じ番組を娯楽、教養、教育に分けている例もあったという。

この他、無線局免許手続規則に基づいて申請書には「無線局事項書」を添えなければならない。ここでも、放送事項を放送の目的別種類により記載することが求められていた。また、放送事業者は、免許を受けた後も、放送事項別放送時間を記録する必要があった。それは、無線局には、無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならず(電波法60条)、放送局の場合、

電波法施行規則41条に従い、一定の期間ごとにその期間中の放送事項別放送時間を簡明に記載した抄録を、「無線業務日誌」によって総務大臣か総合通信局長に提出しなければならないからである。具体的には、毎年4月から各6ヶ月の期間ごとに、その他の事項とともに、その期間中における放送事項別放送時間について百分率を付記するかたちで記載することになっていた。

地上テレビ放送事業者は、こうした審査の仕組みに従い、2008年の放送局再免許に際し、同年4月の特定の1週間について番組を上記6つの種類に分類し、その結果を申請書に記載して総務省に提出した。2009年3月末、情報公開法に基づく総務省への取材の結果、番組を分類する際、通販番組が「広告」ではなく「教養」、「娯楽」、「その他」に分類されていることがあると報道され、それを契機に議論が高まり、2010年改正による番組種別の公表義務の放送法への導入につながった。他の改正規定と比べれば、この義務規定は、法案作成の最終段階で盛り込まれたといつてよい。この規定は、「放送事業者が自ら行っている放送番組の種別の分類について社会通念上妥当ではないのではないか等の問題提起が、新聞、国会等で取り上げられたことを踏まえ、『通信・放送の総合的な法体系の在り方』(平成21年情報通信審議会答申)を受けて、追加された」と説明されている。

新放送法においても、各番組をどの種別に分類するかは基幹放送事業者の判断に委ねられているが、公表義務を課すことで視聴者の批判に耐えうる種別の分類が行われるようになることが期待されている。

放送法施行規則4条4項によると、この義務を課せられた放送事業者は、毎年4月から6ヶ月の期間ごとに、当該期間における各月の第3週の期間に放送した放送番組を「教養番組」、「教育番組」、「報道番組」、「娯楽番組」、「その他の放送番組」の区分に分類し、当該各6ヶ月の期間が経過した後、速やかに公表する。この規定において、通信販売番組は、「視聴者に商品又はサービスの内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って当該商品又はサービスを販売することを目的とする放送番組をいう」。同条5項は、その公表に際して、「その他の放送番組」を、「通信販売番組」と「それ以外のもの」に細分することを放送事業者に求めている。放送法施行規則5条3項3号は、放送番組の種別および放送番組の種別ごとの放送時間の番組審議機関に対する報告について定めている。それによると、毎年4月から6ヶ月の期間ごとに、当該期間における各月の第3週の期間に放送した放送番組を、公表の場合と同様に分類し、当該各6ヶ

月の期間が経過した直後の審議機関の開催時に行わなければならない。ただし、報告の準備に時間を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、その次の審議機関の開催時に報告を行うことができる。

放送法施行規則によって具体化された番組種別の公表義務は、再免許の申請書に添えなければならない放送番組表や、電波法施行規則 41 条に基づき提出を義務づけられた無線局業務日誌抄録への放送事項別放送時間の記載などを考慮に入れて制度化されたものである。ただし、無線業務日誌抄録の提出は6ヶ月に1度であるのに対し、番組種別の公表義務では、毎月第3週に放送された番組について種別による分類を行うとともに、種別ごとに放送時間を記載し、それを半年に1回まとめて公表する必要がある。

番組種別の公表義務が新設されたからといって、それが放送事業者の表現の自由や営業の自由を直接に制約することはない。ただし、番組調和原則が、番組編集準則と同様に倫理的規定であると解するならば、番組調和原則の運用の適性向上を目的として、番組種別の公表義務を放送事業者に課すべきではなく、再免許の際に「教育番組 10%以上、教養番組 20%以上」という条件を付すことにも問題がある。ところが、今回の改正によって、番組調和原則は、番組編集準則から切り離され、さらに番組種別の公表義務が新設されたことにより、それが適用される基幹放送事業者の「業務の要件」として法的拘束力をもつ義務に変質したと批判されている。なぜなら、番組調和原則と番組種別の公表義務を根拠として、行政指導等により行政が番組内容に関与しやすい環境が整った、とみることができるからである。例えば、放送事業者が教養に分類した番組について総務省から教養らしい内容にせよといわれる可能性や、通販番組が多すぎることについて行政指導がなされ、また、国会審議で批判される可能性などが指摘されている。このため、たとえ番組種別の公表義務自体が合憲であるとしても、その運用によって、「番組の調和に対する行政の関与が増すことがないか、注視する必要」がある。

なお、放送法の番組調和原則は、「教養番組」と「教育番組」を「または」で結んでおり、「および」とは規定していない。放送法が義務づけているのは、「教養または教育」、「報道」、「娯楽」の3種類の番組であり、「教養」「報道」「娯楽」があれば、「教育」がなくても番組調和原則に適っていると考えられる。ところが、放送局の免許条件は、1957年には「教育番組と教養番組の合計で30%以上」であったのに、1962年以降の再免許では、「教育番組 10%以上、教養番組 20%以上」という条件が付されてきた。再免許の審査基

準に、放送法の要求よりも厳しい条件が設定されていること、また、たとえ放送法6条6項において、放送事業者が公表しなければならない事項が省令に委任されているとしても、放送法の番組調和原則には含まれていない「通信販売番組」を放送法施行規則で定義して、番組種別の1つとすることには憲法上の疑義がある。番組調和原則および番組種別の公表義務については、運用の実態も視野に入れて、今後、その合理性や必要性を見直す必要があるだろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計8件)

- ① 鈴木秀美、新放送法における放送の自由—通販番組問題を中心として、季刊 企業と法創造、査読無、(2012)、8巻3号、3～15頁
- ② 鈴木秀美、放送法改正の概要、法律時報、査読無、82巻2号、(2011)、80～83頁
- ③ 鈴木秀美、融合法制における番組編集準則と表現の自由、阪大法学、査読無、60巻2号、(2010)、261～292頁

〔学会発表〕(計2件)

- ① 鈴木秀美、山田健太、山本博史、デジタル時代の放送法制——「日本版FCC」論議をめぐって、日本マスコミュニケーション学会、2010.7.4、関西大学
- ② 鈴木秀美、Die inhaltliche Regelung im japanischen Rundfunkrecht (日本の放送法における内容規律)、2009.9.25、テュッセン財団シンポジウム、早稲田大学

〔図書〕(計3件)

- ① 鈴木秀美 (共著: Appel, Hermes, Schoenberge)、Öffentliches Recht im Offenen Staat, Festschrift f. Rainer Wahl zum 70. Geburtstag (『開かれた国家における公法』ヴァール教授70歳記念論文集)、Duncker & Humblot (2011)、433～441頁
- ② 鈴木秀美 (共編著)、インターネットと法〔第4版〕、有斐閣 (2010)、123～153頁
- ③ 鈴木秀美 (共編著)、放送法を読みとく、商事法務 (2009)、92～104頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鈴木 秀美 (SUZUKI HIDEMI)

大阪大学・高等司法研究科・教授

研究者番号: 50247475